

### 新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、2月16日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**乗所相談は行っていません**。ご理解・ご協力をお願いします。

#### 一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

#### 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

**フリーダイヤル ☎0120-565-653**

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

\*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

#### 都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

**ナビダイヤル ☎0570-550-571**

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

**聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396**

相談票に記入のうえ、送信 

**[問合せ]保健予防課感染症係 ☎5608-6191**

\*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照

区HP  **区HP(やさしい日本語)** 

#### 発熱などの症状がある方の相談先

##### かかりつけ医がいる場合

**必ず電話で**日頃受診している医療機関にご相談ください。

##### かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

#### 東京都発熱相談センター

**☎5320-4592**または**☎6258-5780**

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

#### 墨田区発熱・コロナ相談センター ☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

\*新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可 \*混雑時は電話が繋がりにくい場合あり \*診察が可能な区内の医療機関の一覧は区ホームページでも閲覧可

#### 後遺症にお悩みの方の相談先

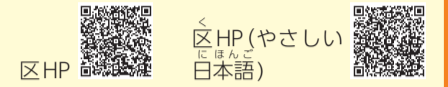
電話の際に、「**後遺症の相談**」とお伝えください。

#### 墨田区後遺症相談センター ☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

### 保管をお願いします 新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証

接種券に付随している、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証の紛失により、再発行を希望する方が増えています。ワクチン接種を終了した後も保管をお願いします。また、ワクチン接種に関する最新情報は2月9日発行の新型コロナウイルスワクチン接種特集号や区ホームページをご覧ください。



#### 墨田区コロナワクチン 接種問い合わせダイヤル ☎0120-714-587

\*日本語、英語、中国語、韓国語での相談可 \*午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)



墨田区新型コロナワクチン接種広報大使「わく丸」

### 墨田区国民健康保険または、東京都後期高齢者医療制度の被保険者の方へ 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給

墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができない期間について、傷病手当金を支給します(個人事業主・フリーランスは除く)。

**[対象]** 次の**全ての要件**を満たす方 ▶ 墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者である ▶ 給与等の支払いを受けている被用者である ▶ 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない ▶ 労務に服することができない期間について給与の全額または一部が支給されない**[支給期間]** 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間**[支給額]** 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 \*上限あり**[適用期間]** 令和2年1月1日～4年3月31日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合は、最長1年6か月まで)

受給には申請が必要です。受給を希望する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。

墨田区国民健康保険の被保険者

**[問合せ] 国保年金課こくほ給付係 ☎5608-6123**

東京都後期高齢者医療制度の被保険者

**[問合せ] 広域連合お問合せセンター**

**☎0570-086-519・FAX0570-086-075**

\*受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

### ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。

### 健康長寿は歯と口の健康から 後期高齢者歯科健康診査

噛む・飲み込むなどの口の働きは、加齢とともに弱まるため、早めの対応により、維持することが大切です。区では、後期高齢者歯科健康診査を実施しています。歯科健診を受けて、食べる楽しみと全身の健康を維持しましょう。

対象の方には、誕生月の下旬に健診票等をお送りしています。届いていない場合や紛失した場合は、すみだ けんしんダイヤルへご連絡ください。

**[対象]** 区内在住で75歳・77歳・79歳の方**[費用]** 無料**[実施場所]** 区内実施歯科医療機関 \*健診票に同封の一覧表を参照**[問合せ]** ▶ すみだ けんしんダイヤル ☎6667-1127 \*受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後6時(祝日・年末年始を除く) \*聴覚に障害等のある方はFAX6862-6571へ ▶保健計画課健康推進担当 ☎5608-1462

### ご協力ください 緑化ボランティアに関する アンケート調査

現在、緑化ボランティア(緑と花のサポーター)の皆さんが、緑に関する知識と経験を活かし、町会の方などを対象に植栽管理等をサポートし

ています。さらに幅広い世代の方に、緑を身近に感じる機会を増やすため、緑化ボランティアについてのアンケート調査を実施します。回答のご協力をお願いします。

**[回答期間]** 3月7日まで **[回答方法]** コードを読み取り、各項目を回答 **[問合せ]** 環境保全課緑化推進担当 ☎5608-6208



### 区の世帯と人口(2月1日現在)

世帯	15万7126 (+ 111)
人口	27万5882 (+ 158)
男	13万6263 (+ 30) *住民基本台帳による
女	13万9619 (+ 128) * ( )内は前月比



### 人権コラム ⑦

#### あなたは大丈夫? 考えよう! インターネットと人権

現代社会では、インターネットは身近なものとなっており、SNSや動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者も増加しています。しかし一方で、インターネット上でのプライバシーの侵害や名誉棄損等の人権を軽視した行為が、社会的な問題となっています。また、SNSや掲示板で、特定の民族や国籍の人々を排斥する「差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)」や、部落差別(同和問題)に関する悪質な書き込み等も発生しています。最近では、なりすまじや、発信元を特定できない形での書き込みなど、手段が悪質で巧妙なものもあります。

インターネットを使用する際は、根拠のな

い情報やうわさ話を拡散しないよう、冷静な行動を取ることが大切です。また、インターネット上では、情報発信の容易さや匿名性から、無意識のうちに相手を傷つけてしまう場合があります。LINE等の無料通話アプリやSNSなどを利用するときは、普段以上に相手への配慮を心掛けましょう。顔が見えないからこそ、その言葉を直接相手に伝えた場合、相手はどう思うかを考えてみるのが大切です。

⑦部落差別(同和問題)とは、日本社会の歴史的発展の過程で形成された人々の意識に起因する差別が、様々な形で現れている人権問題のことです。

**[問合せ]** 人権同和・男女共同参画課人権同和担当 ☎5608-6322

**ご注意ください** 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。

**創業者を応援します  
墨田区の創業支援等事業**

区では、創業支援機関と連携し、創業を考えている方や創業して間もない方を対象とした融資のあっせんやセミナーの開催等の支援事業を行っています。詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

**■チャレンジ支援資金**

創業時の資金として利用できる「チャレンジ支援資金」の融資あっせんを行っています。

**[融資限度額]**1750万円 **[利率]**2.0% \*うち1.8%を区が補助 **[返済期間]**7年以内 \*据置期間(12か月以内)を含む **[申込み]**申込用紙と必要書類を直接、経営支援課経営支援担当(区役所14階) ☎5608-6183へ \*申込用紙は申込先で配布しているほか、区ホームページからも出力可

**■すみだビジネスサポートセンター**

経験豊富なコーディネーターに無料で、ビジネスに関する相談ができます。

**[問合せ]**すみだビジネスサポートセンター(区役所1階) ☎5608-6360

**[問合せ]**経営支援課経営支援担当 ☎5608-6183

**ぜひ、ご利用ください  
区総合運動場の会議室・調理室・多目的室**

区総合運動場(堤通2-11-1)では、各施設を5人以上の団体に貸し出しています。また、団体予約がない場合には個人にも貸し出しています(毎月第2火曜日、年末年始を除く)。空き状況や内容等の詳細は問い合わせるか、フクシ・エンタープライズ墨田フィールド(区総合運動場)のホームページをご覧ください。

**■会議室A・B、調理室(団体利用)**

会議、研修、軽い運動等を行う場所として利用できます(会議室A・Bと調理室をつなげることも可能/Wi-Fi完備)。

**[利用時間]**午前9時～午後9時 \*奇数時間から利用開始 **[対象]**区総合運動場に登録がある5人以上の団体 \*登録方法の詳細は問合せ先へ **[定員]**▶会議室A=36人 ▶会議室B=27人 **[費用]**1室2時間1800円 \*区外の団体は2700円 **[申込み]**事前に問合せ先へ \*フクシ・エンタープライズ墨田フィールドのホームページからも申込可

**■会議室A・B(個人利用)**

卓球をする場所として利用できます。

**[定員]**卓球台1台につき4人 **[費用]**1時間▶小・中学生=50円 ▶高校生以上=100円 **[申込み]**利用希望日の3日前から問合せ先へ \*空きがあれば当日も受け付け可 \*最大2時間まで利用可

**■多目的室(個人利用)**

ストレッチ、自重トレーニング、ヨガ、ダンス等の練習をする場所として利用できます(壁面に鏡完備)。1人～4人で利用でき、会場の定員20人に達するまで、ほかの利用者との共用になります(5人以上での利用は団体登録が必要)。

**[費用]**2時間200円 \*団体の利用状況によって2時間利用できない場合あり **[申込み]**利用希望日に空き状況を問合せ先へ確認のうえ、直接会場へ

**[問合せ]**フクシ・エンタープライズ墨田フィールド ☎3611-9070

**対象者の医療と介護の費用負担を軽減します  
高額医療・高額介護合算制度**

医療保険の医療費や介護保険の介護サービス費等について、1か月ごとの自己負担限度額を超えて支払った場合、超えた金額が「高額療養費」または「高額介護(予防)サービス費」、「高額介護予防サービス費相当」として、それぞれの保険から支給されます。

これに加え、同じ医療保険に加入している世帯において、医療費・介護(予防)サービス費等の自己負担の年間合計額が世帯の限度額を超えた場合、超えた分が「高額医療・高額介護合算制度」に基づき、それぞれの保険から支給されます。

国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者で、この制度の対象者には、3月以降に申請書をお送りします。

なお、計算期間内に、転職・転入等で加入する医療保険や介護保険の変更があった方には、申請書をお送りできない場合があります。これは、申請時に変更前の医療保険や介護保険の「自己負担額証明書」が必要となることあるためです。詳細はお問い合わせください。

**[計算期間]**令和2年8月～3年7月末の1年間 **[対象]**同一世帯の同じ医療保険に加入している方(合算対象者)で、次の全ての要件を満たす方▶合算対象者のいずれかに医療保険の医療費および介護保険の介護サービス費等の自己負担額がある▶計算期間内における医療保険の医療費と介護保険の介護サービス費等の自己負担の合計額(高額療養費、高額介護サービス費等、入院または入所時の食費・居住費・差額ベッド代等を除く)から、所得区分に応じた自己負担限度額(右表のとおり)を差し引いた後の額が500円を超える **[問合せ]**▶国民健康保険について=国保年金課 くれほ給付係 ☎5608-6123 ▶後期高齢者医療

制度について=国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)資格・給付担当 ☎5608-6192 ▶介護保険について=介護保険課給付・事業者担当 ☎5608-6149 \*国民健康保険と後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している方の申請方法等は、各医療保険者へ

**■国民健康保険+介護保険(69歳以下の方の世帯)**

所得区分	自己負担限度額
所得901万円超および未申告	212万円
所得600万円超～901万円以下	141万円
所得210万円超～600万円以下	67万円
所得210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

**■国民健康保険+介護保険(70歳～74歳の方の世帯)および後期高齢者医療制度+介護保険(75歳以上の方の世帯)**

所得区分	自己負担限度額	
現役並み所得Ⅲ(課税所得690万円以上)	212万円	
現役並み所得Ⅱ(課税所得380万円以上)	141万円	
現役並み所得Ⅰ(課税所得145万円以上)	67万円	
一般(住民税課税世帯)	56万円	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

①区分Ⅰは、世帯全員が住民税非課税かつ各世帯員の年金収入が80万円以下で、その他の所得がない方(給与所得がある場合は10万円を控除)または老齢福祉年金を受給している方です。  
②区分Ⅱは、世帯全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない方です。

**教室修了後は介護予防自主グループとしての継続をめざします  
介護予防サポーターによる「げんき応援教室」(各会場全20回)**

**[とぎ]**4月～令和5年2月(新型コロナウイルス感染症の影響により、変更する場合あり) \*8月を除く \*曜日・時間等は下表のとおり \*公園会場は雨天等の場合、振替日に実施 **[内容]**介護予防体操、脳トレ、体力測定等 \*運動強度は全て「普通」 **[対象]**区内在住の65歳以上で、医師から運動を制限されていない方 \*本教室

未受講者を優先 \*ほかにも条件あり **[定員]**各会場12人～20人(抽選) **[費用]**無料 **[申込み]**教室名、希望する会場・部(2部制の場合のみ)、住所、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号を、直接または電話、ファクスで3月11日までに高齢者福祉課地域支援係(区役所4階) ☎5608-6178・FAX5608-6404へ \*1人1会場のみ申込可

会場	曜日(原則)	時間	定員
千歳集会所(千歳2-2-5)	第1・3金曜日	▶第1部=午後1時半～2時半	各部12人
		▶第2部=午後3時～4時	
本所地域プラザ(本所1-13-4)	第1・3金曜日	午前10時～11時	12人
業平三丁目集会所(業平3-2-5)	第2・4木曜日	▶第1部=午前10時～11時	各部12人
		▶第2部=午後1時半～2時半	
小梅児童遊園(向島1-33-3)	第1・3・5月曜日	午前10時～11時 *6月～9月は午前9時半～10時半	15人
京島第一集会所(京島3-3-6)	第2・4火曜日	午前10時～11時	15人
東白鬚公園 南入口広場(堤通二丁目)	第1・3・5水曜日	午前10時～11時 *6月～9月は午前9時半～10時半	20人
ぶんか高齢者支援総合センター(文花1-29-5)	第2・4火曜日 *水曜日に実施する月あり	▶第1部=午後1時半～2時半	各部15人
		▶第2部=午後3時～4時	
八広はなみずき高齢者支援総合センター(八広5-18-23)	第1・3・5水曜日	▶第1部=午前9時半～10時半	各部15人
		▶第2部=午前11時～正午	

☎=電話 FAX=ファクス ㊚=Eメール ㊚=ホームページアドレス